

肝付町農業委員会
農地利用最適化推進委員募集要項

1 目的

この要項は、農業委員会等に関する法律第19条の規定により農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集人員 16名

地区名	地区の区域	委員数
富山 宮下	富山、宮下川南、宮下川北	1
前田	上之原、西が丘、上之馬場1区、2区、3区、4区、上大脇、大脇、長能寺、旭が丘、上西方、下西方、坂中、栄町、赤池、新生町、西之宮、福留町、下住上、菅原、下住下	3
新富	三反、下永山、中村園、長珠庵、神之市、西麓、中麓、中馬場、五社馬場、寺町ヶ丘、寺町、八幡馬場、西新町、新町、中町、本町、博労町、西丸岡、小牧、東丸岡、東迫、花牟礼、西横間、東横間、下之門、池之園	3
後田	論地、岩崎、中村、稲村、協和、谷山迫、笹ヶ尾、鳥越、大窪、永野、後田西山下、後田東山下、染木、白坂、中原、瀬戸宇治、本城下、本城中、本城上、寺之上、石之脇、岩屋、片野、折生野、	3
野崎	水窪、津曲、塚崎、安野、上原、上大園、西大園、東大園、和田	1
波見	平後園、荒瀬、轟、波見下、浦町、柳井谷、一ツ松、西飯屋、飯屋、有明山下、飯ヶ谷	1
北方	小串、檉脇、天神、栢木、平牟田、津房、坂元、馬込、赤木屋、江平	2
南方	乙田、新地、上建、下建、上町、仲町、下町、浜崎、上向、川路、大平見、侍金、小田、小野、津代、宮原	1
岸良	川口、港、東、本地、下西、上西、大原、姫門、浜、船間、辺塚、大浦	1

3 業 務

農地の出し手・受け手への働きかけにより担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた現場活動や人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進し、また、農地中間管理機構との連絡調整等を行います。

4 任 期

農業委員会が委嘱した日から令和11年8月31日まで

5 身 分

肝付町の非常勤の特別職職員

6 報 酬

報酬月額 肝付町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 肝付町が設置する他の付属機関等の兼務を禁止している委員
- (2) 肝付町の職員
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者

8 推薦および応募に係る手続き等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により肝付町農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募

個人が推薦する場合の推薦書 第1号様式

法人または団体が推薦する場合の推薦書 第2号様式

個人で応募する場合の応募申込書 第3号様式

(2) 様式の入手方法

次の窓口にあります。

窓 口	所在地	電話番号
本庁 農業委員会事務局	肝付町新富98番地	0994-65-8418
内之浦総合支所 林務水産商工課	肝付町南方2643番地	0994-67-4513
岸良出張所	肝付町岸良482番地1	0994-68-2001

(3) 書類の提出先及び問合せ先

提出書類は、郵送又は持参により、下記へ提出ください。

〒893-1207 肝付町新富98番地

肝付町農業委員会事務局 電話65-8418

(4) 申込受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月31日(金)まで【必着】

持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで提出してください。(郵送による提出の場合、当日消印を有効とします。)

9 情報の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に推薦用紙、応募用紙に記載された事項を公表しますのであらかじめご承知おきください。